

2020年4月23日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 F P G
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 谷 村 尚 永
(東証第一部・コード:7148)
問 合 せ 先 常 務 執 行 役 員 久 保 出 健 二
(TEL. 03-5288-5691)

Air Mauritius Limitedの任意管理手続き申請に伴う当社への影響について

昨日、Air Mauritius Limited (以下、AML) が、モーリシャス破産法 (Insolvency Act) に基づき Voluntary Administration (任意管理手続き) を申請したことが発表されました。本件にかかる当社への影響をお知らせします。

記

1. AML に対するオペレーティング・リース事業について

当社は、非連結子会社の SPC (特別目的会社) を営業者とする匿名組合を通じて AML に対するオペレーティング・リース事業 (以下、本事業) を営んでおります。本事業にかかる匿名組合出資持分の販売は開始しておらず、当社は、本事業にかかる商品出資金として約 43 億円の在庫を保有しています。

AML が 4 月 22 日 (現地時間) 発表したプレスリリースにおいては、「新型コロナウイルス感染拡大の影響によりすべての国内線及び国際線の運航が停止され、2020 年後半までの運航復帰を見込めない状況を鑑み、会社とすべてのステークホルダーの利益を保護するために、任意管理手続きに入ることを決定した」旨説明されています。当社といたしましては、さらに詳細な事実確認を図り、選任された管財人 (Administrator) を通じて AML の方針が明確になり次第、本事業の関係者と協議の上、対応策を検討してまいります。

2. 今後の業績への影響について

本件が当社の 2020 年 9 月期第 2 四半期及び 2020 年 9 月期通期連結業績予想に対して、本事業の関係者との協議の結果によっては影響する可能性はあるものの、その影響を現時点で特定することは困難であり、2020 年 4 月 21 日に発表した「2020 年 9 月期連結業績予想の下方修正に関するお知らせ」における修正業績予想については、変更はありません。

今後、新たに開示すべき事実が発生した場合は、速やかに公表いたします。

なお、先日報じられた Flybe Limited の破産申請や Virgin Australia Holdings Limited の任意管理手続き申請についてですが、当社はいずれの航空会社においても組成実績はなく、当社業績への影響はありません。

以上